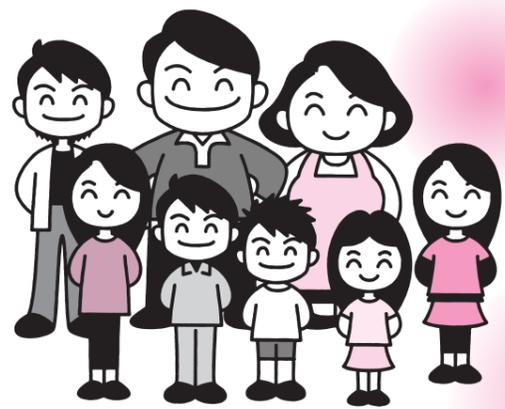


# 誰もが暮らしやすいまちづくり

# 誰もが暮らしやすいまちづくり



## 「しょうがい者計画」を策定中

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、しょうがいの種類や年齢で異なっていたサービスが統一したものになりました。また、しょうがいのある人が自分の生活を自らの意思で選択・決定したいというニーズや、地域での生活を支える仕組みづくりなど、環境は大きく変化しています。

そのため、誰もが住みよいまちづくりとともに、働く場や住む所を整えること、安心してサービスや医療が受けられることなど、しょうがいのある人の自立した生活の支援を充実することが大切になっていきます。

本市では、ノーマライゼーションの理念のもと、「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」をキャッチフレーズに、「しょうがい者計画」とともに具体的な計画を定める「しょうがい福祉計画」の策定をすすめています。

### しょうがい者計画とは

障害者基本法に基づき、しょうがいのある人の生活を総合的に支援するための目標や基本的な考え方を定めるものです。合併前の計画を見直し新しく作成します。

### しょうがい福祉計画とは

障害者自立支援法に基づき、しょうがい者計画のもと、しょうがいのある人への福祉サービスや生活

活支援事業など、具体的な実施計画を定めるものです。

現在、策定委員会を設置して、計画を検討しており、この3月に策定することになっています。

計画案の概要は5ページ、計画策定にあたり実施したアンケートの結果は6ページをご覧ください。

**ノーマライゼーション**  
しょうがいのある人もない人も同じ社会の構成員として、ともに住み慣れた地域や家庭で生活し、活動できる環境をめざすこと。

**ユニバーサルデザイン**  
文化・言語の違い、老若男女といった差異、しょうがい・能力の如何を問わずに利用できる施設、製品、情報の設計。

## 「しょうがい者計画」

### 〈計画期間〉

平成19～23年度（5年）

### 〈基本理念〉

市民すべての人がそれぞれの立場で支えあい、力をあわせて、しょうがいのあるなしにかかわらず誰もが自分らしい生活を送れる地域を創っていきます。

### 〈5つの視点〉

#### ■「あたたか」

～やさしいまちづくり～

しょうがいのある人もない人もかけがいのない社会の構成員であり、「しょうがい」および「しょうがいのある人」への正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の浸透に努める。また公共施設や交通機関等のユニバーサルデザイン化や地域ぐるみの福祉活動を支援し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進める。

#### ■「あんしん」

～自立生活の支援～

住み慣れた家庭や地域での生活を支えるため、福祉サービスの充実や日中活動の支援をすすめる。

また、安心して暮らせるよう、サービスの利用や悩みなどへの相談体制の強化に努める。

#### ■「すこやか」

～保健・医療の充実～

保健事業を充実し、しょうがいの原因となる疾病予防に努めるとともに、しょうがいの早期発見・治療につなげていく。また安心して受診できる医療体制の充実に努める。

#### ■「ほびほび」

～子どもの発達・教育支援～

しょうがいのある子どもたちが、将来にわたって持てる能力を発揮し、自立できるよう、療育指導の充実に努める。しょうがいの特性や発達に応じたきめ細かい教育が受けられる専門的な支援教育を推進する。

#### ■「いきがい」

～就労・社会参加の促進～

しょうがいのある人や当事者団体、県などの関係機関、学校、企業などと連携を図り、就労機会の拡大や個々に応じた就労支援を推進する。また、身近な地域での様々な活動に参加したり、余暇を楽しんだりして、生きがいを持って生活できるよう誰もが行動しやすい環境づくりに努める。

## 「しょうがい福祉計画」

### 〈計画期間〉

平成18～20年度（3年）

「しょうがい者計画」の基本理念と、次の点に配慮して計画を推進します。

**自己決定と自己選択の尊重**  
ノーマライゼーションの理念のもと、しょうがいのある人の自立と社会参加を図るため、福祉サービスの提供体制を整える。

**サービス提供体制の整備**  
しょうがいのある人の地域生活への移行を推進するため、サービスや就労支援を強化する事業を充実する。

### 〈基本的な考え方〉

サービスの利用実績やアンケートで得られた意向をもとに、次のことを今後のサービスに対する基本的な考え方とする。

**① しょうがい福祉サービスの確保**  
地域での住まいの場としてのグループホームなどの充実を図り、施設や病院から地域生活への移行を推進する。

## 計画案へのご意見を募集 -パブリックコメント(市民意見)-

募集期間 2月9日(金)～3月12日(月)

みなさんの意見を反映した計画にすするため、計画案へのご意見をお寄せください。

《計画案の閲覧場所》・市ホームページ  
・市役所本館1階の市政情報コーナー、東別館1階福祉課、各支所保健福祉課

《意見の提出方法》住所、氏名、できれば連絡先を明記のうえ、次のいずれかで提出してください。

郵便 〒526-0031長浜市八幡東町632番地長浜市役所東別館1階福祉課しょうがい福祉係  
FAX 64-1767 Eメール fukushi@city.nagahama.shiga.jp

※意見は公開することがあります。(個人情報を除く)

お問合せは、市福祉課しょうがい福祉係 ☎(0565)6518へ。

**② 日中活動系のサービスの保障**  
生活介護や就労継続支援などのサービスにより日中活動を支える。また、小規模作業所などに対しては、障害者自立支援法に基づくサービスへの移行を促進し、サービスを拡大する。

**③ 就労機会の拡大**  
就労継続支援事業を充実させて、就労機会の拡大を促進する。また一般企業やサービス事業者、関係機関と連携し、福祉施設から一般就労への移行を進める。

**■相談支援の提供体制の確保**  
地域生活を支援するため、相談支援体制の強化に努める。しょうがいの種別に応じて対応できる拠点の確保やネットワークづくりを進める。

**■生活支援事業の提供体制の確保**  
手話通訳や移動支援などの生活支援は、多様なニーズに対応できるよう柔軟に展開する。また社会資源を活用し、地域密着型のサービスを構築する。

**■しょうがい福祉事業の広域展開**  
「湖北福祉圏域」の市町や施設、専門機関、団体などが共同で事業を行い、統一した内容で取り組みなど、広域的な視点で地域福祉を推進する。